

# 令和5年 第3回定例会 口頭報告

(令和5年9月20日)

令和5年度 定期監査第一期の結果について、ご報告いたします。

第一期では、政策経営部をはじめとする11の部局を対象に、主に令和4年度の事務事業について監査を実施いたしました。

その結果、契約事務に関して、指摘事項及び監査委員意見がそれぞれ1点ございました。

指摘事項は「契約事務の適正な執行について」でございます。

予定価格が30万円以上の印刷製本契約については、契約事務規則第3条第2項により契約事務を処理する権限が主管課の部長等に委任されていないことから、契約課契約とすることとされています。

財政課では、予定価格が233,310円である

「令和4年度3月補正分にかかる足立区各会計補正予算・説明書の印刷・製本」、及び予定価格が288,288円である「令和5年度足立区各会計予算・説明書の印刷・製本」の2件について、別個の契約として主管課契約を行っていました。しかし、両契約の契約請求決定日、契約決定日、契約期間及び契約受託業者はすべて同一であり、仕様内容にも大きな違いがないことから、2件の予定価格を合計した521,598円の1件の契約として認識し、契約課へ契約請求すべきものでありました。

こうした取り扱いは、地方自治法、契約事務規則等に照らして不適切な事務処理であると考えます。

今後このような事務の執行が繰り返されることのないよう、必要な改善措置を講じるよう指摘いたしました。

監査委員意見は、「契約事務の適正化に向けた取り組み」に関するものです。

地方公共団体の契約は、地方自治法第234条に基づき一般競争入札によることが基本であり、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号に該当する場合にのみ、あくまでも一般競争入札の例外として随意契約が認められております。また、特に同項第2号に該当するとされる、複数の事業者から企画、提案を求め、最も優れた企画を提案した事業者と契約を締結するプロポーザル方式による事業者選定については、ノウハウや業務実績の蓄積等により業務仕様書に基づく競争入札の可能性がないか適切かつ慎重に検討すべきことを意見として述べてまいりました。

これを受けて、契約課において令和4年6月1日付で「足立区随意契約ガイドライン」、令和4年12月2日付で「プロポーザル方式採用に係る十分な適用検討と運用変更についての通知」を発出するなど契約事務の改善に向けた措置を講じてきたこともあり、今般監査の過程において、各所管からいくつかの契約について、次回契約から競争入札へ移行する旨の表明があ

りました。契約事務の適正化に向けた前向きな取組として評価したいと考えております。

しかし、令和4年度契約課契約のうち、委託契約における特命随意契約の割合は、件数ベースで44.6%、契約金額ベースで50.0%と依然高い割合を占めており、改善余地はまだ大きいものと思われま

す。今後とも執行機関におかれましては、地方自治法の基本的考え方を踏まえ、契約事務を適正に執行し、区民の負託に応える区政運営に引き続きご尽力いただくようお願い申し上げます。

以上をもちまして、定期監査第一期の報告とさせていただきます。